

情報最前线

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らせ



5月の市税ごよみ

20日(火) 固定資産税第1期分

の督促状の発送

※督促状1通につき100円の督促手数料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、

納期限日の残高にご注意ください。

日本年金機構のお知らせ

【年金機能強化法が施行】

平成26年4月1日に施行された「年金機能強化法」のうち、年金給付に関する改正事項についてお知らせします。

■子のある夫にも遺族基礎年金を支給

夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、改正後は子のある夫にも支給されます。

■未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大

未支給年金（亡くなつた方が受け取れるはずであつた未払いの年金）を受け取れる遺族の範囲は「配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」でしたが、改正後は「前述以外の3親等内の親族」（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）まで拡大されます。

■国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入

國民年金の任意加入被保険者（会社員の妻や海外在住者などで本人の申し出により加入をしていた方）が保険料を納付しなかつた期間は未納期

間にとされ、年金を受け取るために必要な期間に未算入でしたが、改正後は受給資格期間に算入されます。

■繰り下げ請求が遅れた場合も年金を受給できる

老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰り下げの請求があつたときは請求の翌月から増額でしたが、改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

■障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できる

障害基礎年金や障害厚生年

金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、改正後は省令に定められた障害の程度の増進が明らかな場合、1年を待たずして請求できます。

■さかのぼつて障害者特例による支給を受けられる

老齢厚生年金の受給者が障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する程度）にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障害

年金を受けている方が請求した場合、定額部分の年金を受け取れる時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼつて支給されます。

■年金受給者が所在不明となつた場合に届け出が必要

年金の受給者が所在不明となり1カ月以上経過した場合は世帯員（住民票上の世帯が同一の方）は年金事務所へ届け出が必要になりました。

■生存の事実確認ができない場合、年金の支払いが一時止まります。

みんなで支え合う年金は大切に使います



ありがとうございました

次の方々からまごころ銀行にご厚志をいただきました。心からお礼申し上げます。
(順不同 敬称略)

- 個人 ○白石 進（三津屋）
- 岩本兼美（壬生川）
- 南條秀樹（丹原町鞍瀬）

■各種団体

- 電源開発（株）四国情報通信所
- 飯岡小学校・飯岡公民館
- 西条歌謡同好会
- 西条商工会議所女性会
- ファースト 赤天狗歌謡クラブ
- （株）こっこー
- 徳田小学校 ○徳田小学校PTA

